

令和6年度医師配置計画(最終案)について

- 都道府県医師修学資金等の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の派遣については、医療法及び厚生労働省医政局の通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の派遣先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」において、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。

【派遣方針】上記の基本的考え方を踏まえ、市町村等からの要望及び医師個人の意向を聴取の上、県内の専門研修プログラム責任者や大学医学部の各医局等との調整により、県内の医師不足の解消（医師確保計画に掲げる目標達成）に資する配置計画を策定していく。

■ R6 配置対象医師数：89人（①県修学資金貸与医師 67人（③を除く）②自治医科大卒医師 17人 ③東北医科薬科大卒医師 5人※）
（R5対象医師数：85人）
※③東北医科薬科大5人の内訳（A方式：0人、B方式（県修学資金）：5人）

○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項 三～七 一略一

○「地域医療対策協議会運営指針について（H30.7厚労省通知）」

（3）医師の派遣に関する事項（抜粋）

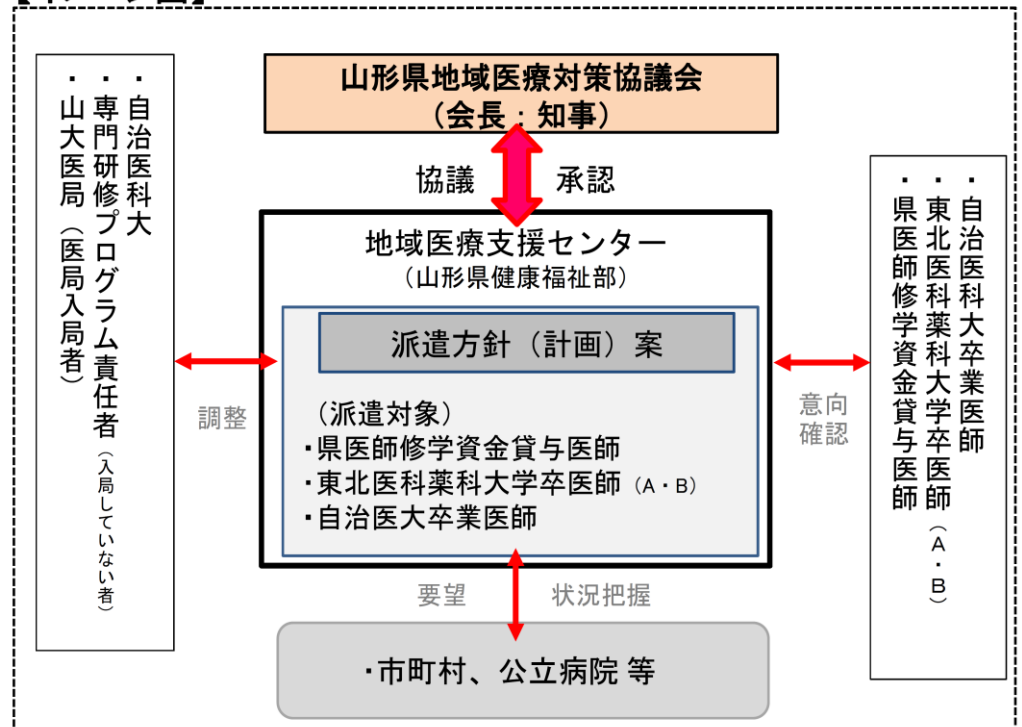
ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センター（※山形県健康福祉部）が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

○「山形県医師確保計画（R2.7策定）」

第5 目標達成のための必要な施策（1 短期的施策）

・山形県医師修学資金については、医師少数地域等での勤務と専門医の取得などの医師としてのキャリア形成との両立が可能となるキャリア形成プログラムを構築することとします。なお、臨床研修後の県内勤務は、日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本とします。

【イメージ図】



令和6年度医師配置計画(最終案)について

【令和6年度県医師修学資金貸与医師及び自治医科大卒医師配置計画(案)】

	医療機関名 (●:医師少数区域(スポット)医療機関)	R5	R6(案)	診療科
		()内は専門研修PG履修者数 【内数】	()内は専門研修PG履修者数 【内数】	
村山	山形大学医学部附属病院	13(6)	20(15)	呼吸器内科、消化器内科、内分泌代謝内科、血液内科、精神科、小児外科、整形外科、小児科、放射線診断科、麻酔科、産婦人科、救急科
	県立中央病院	10(8)	13(10)	消化器内科、内科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科 (尾花沢市中央診療所への応援診療を調整中)
	山形市立病院済生館	1	2(1)	救急科、小児科
	山形済生病院	2(2)	1	小児科
	寒河江市立病院 ●	1(1)	1	整形外科
	みゆき会病院 ●	1	0	
	北村山公立病院 ●	1	0	
	県立河北病院 ●	2(1)	3(1)	消化器内科、内科
	西川町立病院 ●	1	1	内科
朝日町立病院 ●	2	2	内科	
最上	県立新庄病院 ●	6(1)	5(1)	消化器内科、呼吸器内科、産婦人科、救急科 (町立真室川病院、町立金山診療所、戸沢村中央診療所等への応援診療を調整中)
	最上町立最上病院 ●	3(1)	2	内科
	町立金山診療所 ●	1	1	内科
	大蔵村診療所 ●	1	1	内科
置賜	米沢市立病院 ●	2(1)	3(2)	整形外科、小児科、産婦人科
	公立置賜総合病院 ●	8(4)	8(5)	神経内科、内分泌代謝内科、消化器外科、整形外科、小児科、産婦人科、麻酔科、総合診療科 (飯豊町国民健康保険診療所等への応援診療を調整中)
	小国町立病院 ●	2	1	内科
	白鷹町立病院 ●	0	0	
庄内	県立こころの医療センター ●	0	0	
	鶴岡市立荘内病院 ●	0	1	脳神経外科
	(地独) 山形県・酒田市 病院機構	日本海総合病院 ●	6(3)	6(3)
	日本海八幡クリニック ●	1	1	内科
県外医療機関での研修等による義務消化中断医師		21(7)	17(5)	消化器内科、腫瘍内科、糖尿病代謝内科、血液内科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、病理診断科、麻酔科
計		85(35)	89(43)	

※ 令和5年度、令和6年度(案)ともに4月1日時点の配置数。

※ 県立中央病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院は、へき地医療拠点病院として応援診療を実施。

※ 配置数が減となる医療機関について、県医師修学資金の義務内医師等以外の医師が配置される場合がある。